災害時における愛玩動物救護マニュアル

茨城県 保健福祉部 生活衛生課 平成 24 年 12 月

マニュアルの策定にあたって

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、多くの飼い主と飼育動物とが離れたまま避難生活をおくることを余儀なくされ、未だ飼い主の下に戻れない動物もいます。このような不幸な事態に陥ることがないよう、同行避難を前提とした、「茨城県災害時愛玩動物救護ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは、災害時に設置される避難所に飼育動物と同行避難することにより、飼い主の心の安寧を図ると共に、飼育する動物の安全確保を目的としているものです。

災害時には人命救助,人の生活の確保が第一であることは言うまでもなく,設置される避難所はあくまでも住民が共同で支え合いながら避難生活をおくる場である事を十分に認識する必要があります。飼育動物と同行避難すると言うことは,人の生活の場に動物を持ち込むと言うことであり,他の避難者の理解と協力が必要であることを忘れてはいけません。同行避難者は常に飼育動物を適切に管理し,動物が嫌いな方々へも十分に配慮して,円滑に避難所生活が営まれるよう努める事が求められます。

そのためには、平常時から飼育している動物の特性をしっかりと把握し、避難生活に備えたトレーニングや避難時に必要となる物資を準備し、危険な動物や避難時に適切な管理が行えない動物は、あらかじめ複数の預け先を自らの責任で確保するなど、飼い主による事前の準備が必須であり、これを無くして飼育する動物の安全確保及び同行避難の実現は不可能と言えます。

このガイドラインの制定を受け、飼い主と飼育動物との同行避難が円滑に進むよう、マニュアルを制定したところです。マニュアルでは平常時や被災後の各ステージにおいて、市町村や飼い主など関係者の担うべき役割などを具体的に示しました。不意の災害にも適切に対応できるよう多くの方々に、このマニュアルをご高覧いただき、実践いただきたいと存じます。

平成 24 年 12 月 茨城県 保健福祉部 生活衛生課 環境・動物愛護グループ

<目次>

0	平常時における避難準備																								
	市町村の役割											•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	避難所支援班の役割														•	•		•	•		•	•	•		2
	飼い主の役割	•	•	٠	٠	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
0	被災直後における同行避難																								
	市町村の役割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	:	•	•	•	•	•	•	•	4
	避難所支援班の役割	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	飼い主の役割	•	•	•	٠	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
0	避難生活期における動物の管理	1																							
	市町村の役割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	避難所支援班の役割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	8
	飼い主の役割	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
0	復興期における対応																								
	市町村の役割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	:	•	•	•	•	•	•	•	10
	避難所支援班の役割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	飼い主の役割	•	•	٠	٠	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
0	獣医療班の応急獣医療活動																								
	(公社) 茨城県獣医師会によ	:る	懳	医	療	<u></u>	提	供						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
一参考-																									
0	同行避難動物の管理等について	-				•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
0	受付手順書・・・・・																								14
0	飼い主が不明な動物の一時保護	きに	:つ	いい	て																				15
一様式一																									
17.20	飼育動物登録申込書・・・・																								16
	掲示用管理表・・・・・																								17
	収容動物登録簿・・・・・																								18
																									19
	物品・資材等要求書・・・・・																								20
	飼い主不明動物状況報告書																								21
	搜索動物連絡書																								22

○ 平常時における避難準備 ○

災害時の対策はその多くが平常時に行うべきものです。日頃からしっかりと準備し、 万が一の災害に備えましょう。

<市町村の役割>

普段の啓発や指導の中で同行避難するために何が必要なのかを周知してください。災害が起 きる前にやるべき事がほとんどですので日頃の周知活動がカギとなります。

- あらかじめ同行避難ができる避難所を選定しておき、住民へ周知してください。
- 避難所内で同行避難してきた動物を保管する場所(以下,飼育場所と言います。)を選定しておきましょう。この時,収容可能頭数についても把握しておきます。
- 被災時に備え、飼い主に、飼い犬の登録や狂犬病予防接種を実施させましょう。
- 被災時に備え、飼っている動物に名札を付けるように勧めましょう。

ポイント

- Q. 動物飼育場所ってどこが良いの?
- A. 飼育場所は以下の条件を満たすことが望ましいでしょう。
- ▶ <u>風雨や暑さ寒さをしのげ、清掃しやすい場所。</u> (屋根付きガレージやピロティーなど。水道が使用可能であれば、給水栓の傍が良い。)
- 臭いがこもらないもしくは多少臭いがこもっても大丈夫な場所。(建物の室内などでは臭いが染みつくこともある。)
- ▶ 避難施設(人の居住場所)及び避難者の往来から離れた場所。 (他人の気配によって動物が落ち着かなくなる。動物が嫌いな避難者にとって動物がいることがストレス要因となる。避難者の安全を確保する。)
- ▶ 動物の臭気や鳴き声が避難所にできるだけ届かない場所。 (動物が好きな人にとっても非常時には、その臭気や鳴き声がストレス要因となり得る。)
- ▶ 動物の保管場所だと明確に示すことができる場所。 (避難している動物にもストレスがかかっているため、不用意な接触による事故を防止する。特に小さな子供等には注意する必要がある。)

ポイント

このマニュアルで言う避難所とは、人が避難する建物、その敷地及び付属する建物を含めたものです。(例:避難施設が学校の体育館であればその学校の敷地内を避難所と言います。)

<避難所支援班の役割>

■ 同行避難できる避難所を把握しておきましょう。

ポイント

- Q. 避難所支援班ってどんな人?
- A. 被災時に同行避難してきた動物の世話を手伝ってくれる人です。茨城県動物愛護推進員や専門 知識を持ったボランティアがこれにあたります。

<飼い主の役割>

- 同行避難できる避難所を把握し、どこに避難するかを決めておきましょう。自宅そばに同 行避難可能な避難所がない場合には、預け先の検討も必要です。
- 同行避難が可能な動物は犬・猫・小鳥その他一般家庭における愛玩動物とします。
- 特定犬や危険な動物は同行避難ができません。事前に預け先を検討しておきます。 ※特定犬には次の①~③が該当します。
 - ①秋田犬、紀州犬、土佐犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア、以上8犬種
 - 28犬種以外で体高60cm以上かつ体長70cm以上の犬
 - ③県知事が指定した犬
- 飼養している動物には、いつも名札を着けましょう。また、感染症予防のワクチンを打っておくと良いでしょう。
- 飼養している動物が犬の場合、登録と毎年の狂犬病予防接種を済ませ、鑑札と注射済票を 飼い犬に装着しましょう。また、首輪が緩いと後ずさった時に頭が抜けてしまいます。適 切なきつさに調節しましょう。(首輪装着時に指2本が入るくらい。)
- 最低 3 日間分の餌と水やケージ・クレートなどの資材を準備しておきましょう。また、 病気等の理由で特別食を与えている動物には 7 日分程度の餌を準備しておくことが望ま しいです。
- 飼育場所で避難生活が送れるよう,クレートトレーニング等普段のしつけをしっかり行い

ポイント

- 準備しておかなければならないもの、用意しておくと良いものは次のとおりです。
 - 動物に付けておかなければならないもの、付けておくと良いもの
 - ・首輪や胴輪 ・名札、迷子札 ・マイクロチップ (AIPO へ登録が必須)
 - ・犬の場合は登録鑑札及び狂犬病予防注射済票(法で定められている義務)
 - 用意しておくと良いもの
 - ・ケージやクレート(肩にかけられるタイプは避難時に両手があくので便利)
 - ・餌及び餌用容器 (3~5 日分) (治療食などの特別食は多め (7 日分~) に準備)
 - ・水及び水用容器(3~5日分)・処方薬(必要に応じて)・トイレシート
 - ・毛布など大きめの布

ましょう。しつけの方法が分からないときには専門家へ相談してください。また、県動物 指導センター(笠間市)でも犬のしつけ方の相談を受け付けています。

重要

いざという時にケージやクレートに入っておとなしくすることができない動物は、 動物避難場所へ収容することができない場合があります。あらかじめケージやクレー トに安心して入っていられるようにしっかりと訓練してください。

また、犬の場合に法で定められた登録・狂犬病予防接種を行っていないと収容を断 <u>られる場合があります。</u>事前に必ず行ってください。

動物飼育場所には多くの動物が集まると予想されます。他の動物から感染症をうつ されないようにするために、日頃から感染症予防ワクチンを接種しておくと良いでし ょう。感染症予防ワクチンについてはかかりつけもしくは最寄りの獣医師に相談して ください。

参考1

狂犬病予防注射と感染症予防ワクチンは全く別の注射です。

- 日本では、犬から人へ狂犬病が伝染するのを防ぐために、狂犬病予防法という法律 が作られました。狂犬病予防ワクチンは年1回の接種(注射を打つこと)が義務づけ られていて、必ず受けさせなければなりません。予防できるのは狂犬病だけです。狂 犬病予防注射を受けると市町村から受けた証 (狂犬病予防注射済票) が交付されます。 万が一犬が迷子になってもこの済票の番号から飼い主さんを調べることができるので 迷子札の代わりにもなります。
- 感染症予防ワクチンは複数の病気に対するワクチンを混合したものです。対応する 病気の数によって使用するワクチンの種類が異なります。法で定められている注射で はないので飼い主の判断で必要に応じて接種します。ワクチンには副作用があります ので、どのワクチンを打つかはかかりつけの獣医師とよく相談して決めてください。
- その他フィラリアの薬など必要に応じて飲ませておきましょう。同行避難時に薬は 手に入らない可能性があります。

考 2

クレートとは犬や猫を入れる、移動可能なケースのことで、クレートトレーニングと は、飼い主の合図でクレートの中に入り、飼い主の指示があるまで中でおとなしく待っ ていることができる様に訓練することです。この訓練を行うことで、クレート内での生 活で感じるストレスを軽減させることができます。

○ 被災直後における同行避難 ○

避難所では、人間と動物との居所は別の場所になります。動物はケージやクレートに入れるなど、 感染症などの伝播を防止するため、極力個別に隔離した状態で飼養する必要があります。

また、動物同士の争いを避けるため、ケージには毛布をかぶせるなど、動物にかかるストレスが できるだけ少なくなる環境作りを心がけるようにしましょう。

<市町村の役割>

避難所の動物飼育場所は飼い主達が連携して管理・運営を行うことが原則ですが、最初の同行避難者が現れた時には、御協力をお願いいたします。

- 飼育場所の被災の有無及び使用可能か確認してください。使用できない場合には代替地について検討し、周知しましょう。
- 避難の初期段階では避難所支援班がいないと思われるため、動物と同行避難をしてきた人を飼育場所へ誘導し、臨時的に【動物受付】を行ってください。同行避難者や避難所支援班が到着したところで、その役割を交代します。
- 同行避難者に対し、本マニュアルについて説明し、運営を依頼しましょう。
- 動物にかかるトラブルは、災害時動物救護本部もしくは動物指導センターへ相談するよう、 勧めてください。

ポイント

避難初期段階では避難所に避難者が殺到することが想定されます。その場合,市町村担当者が動物 飼育場所へ張り付くことができません。

マニュアル等の説明をする余裕がない場合には、一時的な仮置きなどを指示してください。

<避難所支援班の役割>

同行避難してきた動物の世話は原則として飼い主全員が連携して行い、動物飼育場所の運営を行います。避難所支援班はそのお手伝いをする事となります。自ら進んで連絡調整責任者となり、利用者のとりまとめを行ってください。

- 災害時動物救護本部の設置を受け、本部と調整したうえで飼育場所に行き、同行避難者の 飼育場所運営を補助します。
- 飼育場所の管理・運営の中心となる【連絡調整責任者】を設置します。
- 避難者が動物を連れてきた場合には【動物受け入れ手順書】を参考として動物を受け入れます。
- 同行避難ができる避難所と指定されていても、被災直後では動物の飼育場所が確保されていないことも想定されます。その場合にはできるだけ風雨がしのげ、他の避難者や動物の 安全が確保できる場所にその動物を移動させます。飼育場所の確保やケージの不足分が供給されるまでの間は、リード(綱)や首輪の強度を確認し、雨がしのげる軒下等の強固な工作物にくくり付けておきます。
- 飼育場所が屋外であり、風雨がしのげないような場所であるときにはテント等による専用設備の設営が望まれます。設営は同行避難者との共同作業になり、他の避難者への配慮も必要となりますので【連絡調整責任者】と避難所運営組織(以下、運営組織と言います。)との十分な協議が必要となります。

ポイント

避難所支援班が避難所へ到着する頃には既に同行避難者がいると想定されます。そのときまでに連絡調整責任者が決まっていると思われますので、話し合いの上、引き継いでください。

動物飼育場所で一番重要なことは「事故を起こさないこと」です。 咬みつき事故を始め、 飛び つき等によりけが人が出ないよう十分注意して管理するよう周知する必要があります。

ケージ等資材が不足している場合は可能な限り速やかに本部より配給することとしていますが、充足するまでは避難者・利用者・動物の安全を確保しつつ適宜対応してください。

<飼い主の役割>

同行避難してきた動物の世話は原則として飼い主全員が連携して行い,動物飼育場所の運営を行います。避難生活では人も動物も大きなストレスを感じています。鳴き声や糞尿の臭いによるトラブルが増え,動物による咬みつき事故の危険性も増えてしまうと予想されます。普段以上に動物の管理には注意を払ってください。

この非常時に動物が逸走して(逃げ出して)しまうと、普段以上に見つかりにくく、また捕まりにくくなってしまいます。逸走を防止するためにも首輪や胴輪は適切に装着しましょう。

- 予め把握していた同行避難できる避難所へ、飼っている動物と一緒に避難しましょう。
- 動物を飼育場所へ収容する際には、その動物の受付を済ませましょう。受付は初め市町村の方が行っていますが、飼い主が責任を持って行うこととしていますので、受付を市町村の方から引き継ぎます。【動物受入れ手順書】を見ながら、他の同行避難者の動物も受け付けるようにしましょう。
- 飼育場所の管理・運営の中心となる【連絡調整責任者】を設置します。基本的には避難所 支援班がこれにあたりますが、避難所支援班がいない場合には飼い主の中から選出してく ださい。主な役割は運営組織と連絡を取り合うことです。
- 避難所では運営組織の指示に従い、動物を飼育場所へ収容します。運営組織の許可を得ている場合を除き、人の避難施設へ動物を持ち込んではいけません。
- ケージ等が用意できない場合には、供給されるまでの間はリードや首輪の強度を確認し、 周囲の安全性を確認した上で、雨がしのげる場所の強固な工作物に係留しましょう。また、 動物によっては段ボール箱なども活用できます。
- 飼育場所が屋外であり、風雨がしのげないような場所であるときにはテント等による専用設備の設営が望まれます。設営は同行避難者との共同作業になり、他の避難者への配慮も必要となりますので【連絡調整責任者】と避難所運営組織との十分な協議が必要となります。
- 同行避難した動物の体調が悪くなってしまったり、怪我をしてしまったりしたときには 【連絡調整責任者】を通じて、災害時動物救護本部へ連絡を入れてください。状況により 獣医療班を手配します。

ポイント

動物飼育場所で重要なことは「事故を起こさないこと」です。咬みつき事故を始め、飛びつき等によりけが人が出ないよう十分注意して管理してください。他人に対する注意が必要ですが、自分が怪我をしないように注意することも大切です。

避難所では皆、大きなストレスを感じています。自らの常識のみにとらわれず、お互いに譲り合い、 謙虚な気持ちで協力しあう事が非常に重要です。

○ 避難生活期における動物の管理 ○

避難している時間が長くなるにつれて、人も動物も大きなストレスを感じます。うまくストレスが解消できるように、動物飼育場所では利用者がお互いに協力し合い、動物の管理を行いましょう。連絡調整責任者とならなかった人も積極的に協力し、他人任せにしてはいけません。

<市町村の役割>

多くの場合,通信手段が限られてしまいます。県及び市町村の災害対策本部間で使われる防 災無線を利用して連絡体制を築きます。

また、飼い主不明の動物についても一時的な保護について御協力願います。

- 動物飼育場所の【連絡調整責任者】から上がってくる不足している物資などの要望を, 県 災害対策本部経由で災害時動物救護本部へ伝達してください。
- 同行避難者及び避難所支援班へ、【動物受付】を引継ぎ、同行避難者及び避難所支援班へ 窓口運営を引き渡してください。
- 保護された飼い主不明のペットについては保護班が対応するまでの間,動物飼育場所に収容してください。その動物については,他の飼い主同士が連携して当番制を採用するなど,自らの飼養動物と同様に飼育するようにします。
- 保護された飼い主不明の動物が犬であった場合,可能な限り,犬登録台帳等で飼い主を探すよう努めてください。
- 同行避難者等から飼育場所の環境改善についての要求があった場合,可能な範囲で対応していただくものとし,それを超える場合には災害時動物救護本部へ支援を求めてください。
- 状況に応じ、無理のない範囲で飼育場所の管理・運営に御協力願います。

ポイント

保護班とは,災害時動物救護本部下に置かれる班で,逸走動物の保護,被災動物の一時保護, 一時保護施設の運営管理等を行います。主に動物指導センター職員で構成されます。

<避難所支援班の役割>

必要な人員・物資の不足、保護情報や逸走情報、トラブル等の情報などを取りまとめ、本部へ報告すると共に、動物飼育場所利用者の補助を行います。

- 【飼育場所のルール】作りを行いましょう。
- 足りない物資等については、選出した【連絡調整責任者】から運営組織及び市町村対策本部を通じて災害時動物救護本部あてに必要な物資の供給を依頼します。要求する物資等は必要な分とし、余分な量の要求は行わないようにしましょう。
- 飼育場所の環境改善については運営組織との協議により、徐々に改善するようにし、一方的に要求するようなことをしてはいけません。避難所の全容を把握するよう努め、他の避難者との避難生活に支障が出ないよう気をつける必要があります。
- 改善のための施工等については、飼い主等が行うことを原則とします。
- 環境改善等については、避難者に知らせるとともに、必要に応じて資材や技術の提供を呼びかけてください。
- 発生したトラブルについては必ず災害時動物救護本部へ情報提供を行ってください。また、 その場で解決できないときには災害時動物救護本部もしくは動物指導センターへ連絡を 入れ、相談してください。

ポイント

動物飼育場所でトラブルが発生した場合には双方の意見をよく聞きその場で解決できることであれば、解決策を提案します。その場での解決が困難な事例は速やかに本部に連絡し、助言もしくは指示を仰いでください。必要に応じて動物指導センター職員が向かいます。

<飼い主の役割>

動物飼育場所の管理・運営は全て飼い主の責任の下で行います。一部の人だけで行うのではなく、動物飼育場所を利用する方全員で協力しなければなりません。定めたルールを守り、 互いに助け合いながら避難生活を送ってください。

避難所には多くの方が避難されていると思われます。そこで傍若無人な振る舞いをしてしまうと、動物飼育場所自体が存続できなくなる可能性もあります。しっかりと周囲に気を配り、トラブルにならないようにしましょう。

- 動物の管理は、全て飼い主の責任の下で行います。
- 飼い主が不明な動物については、他の飼い主同士が連携して当番制を採用するなど、自らの動物と同様に世話をします。
- 避難所支援班と協力し、【飼育場所のルール】を決めましょう。避難所では人も動物も大きなストレスを抱えています。そのストレスを少しでも軽減するために決められたルールを守りましょう。
- 飼養のための物資等が不足している場合、【連絡調整責任者】へ報告し、【連絡調整責任者】 から運営組織及び市町村対策本部を通じて災害時動物救護本部あてに必要な物資の供給 を依頼します。要求する物資は必要な分とし、余分な量の要求は行わないようにしましょう。
- 飼育場所は常に清潔にし、極力臭いなどを出さないようにしましょう。
- ◆ 決まったところで排泄させ、排泄物はルールに則って処分しましょう。
- ◆ 犬には散歩が必要です。飼い主の方達が協力して行ってください。
- 事故防止のため、飼育場所へは関係者及びボランティア等の協力者以外は立ち入らせないようにしましょう。
- 動物をケージ等の外へ連れ出す際には必ずリードで繋ぎ、絶対に放してはいけません。
- トラブルは原則的に当事者同士で解決するものとしますが、解決に至らない場合には災害 時動物救護本部へ連絡を入れてください。

アイント

避難生活が長期間にわたるほど些細なことでトラブルになることが予想されます。周囲の環境を乱 さないよう常に注意し、可能な限り鳴き声や臭気を出さないようにしましょう。

○ 復興期における対応 ○

避難所が役目を終えるときには動物飼育場所もその役目を終えます。

<市町村の役割>

- 収容されている飼い主不明の動物について、譲渡先を探すお手伝いをお願いします。また、 譲渡先の見つからなかった動物については保護班へ収容を求めてください。
- 飼育場所の役割を終えた段階で飼育場所を閉鎖してください。

<避難所支援班の役割>

● 収容している飼い主不明の動物について、譲渡先を探すお手伝いをお願いします。

<飼い主の役割>

● 同行避難場所から帰宅や避難場所を移るときには後片付けが重要です。<u>同行避難は市町村</u>の協力により実現しております。感謝の気持ちを忘れずに、責任を持って片付けましょう。

ポイント

収容された飼い主不明の動物や飼い主が引き取れなくなった動物には新たな飼い主を探す必要があります。模範的な飼い主になって頂ける方を募集することになりますので御協力をお願いいたします。

○ 獣医療班の応急獣医療活動 ○

(公社) 茨城県獣医師会は県との協定に基づき獣医療の提供を行います。

<獣医療班の活動内容>

- (公社) 茨城県獣医師会(以下「獣医師会」) はあらかじめ、災害時における被災動物の獣医療救護及び一時保護管理活動について定めておき、災害時には災害時動物救護本部と連携して獣医療班を組織し、動物飼育場所での動物医療活動にあたります。
- 災害で負傷した飼育動物については、避難所に巡回してきた獣医療班もしくは被害を受けていない動物診療施設にて応急措置を行います。
- 動物飼育場所にて行う治療は原則として応急措置とします。診察した獣医師がさらに高度 な獣医療が必要と判断した場合には、動物診療施設へ搬送されることがあります。
- 動物飼育場所で行える治療には限度があります。持病などがあり、前もって必要だと分かっている薬等*は避難の際に持ち出せるようにしておきましょう。
- 飼い主の分からない動物が負傷していた場合は、基本的に保護班が収容するものとします。
- 獣医師会会員獣医師は動物飼育場所を利用している飼い主から, 飼い方等について相談が 有った際には, 可能な範囲で相談に乗るよう努めるものとします。

※薬,処方箋,治療食など

ポイント

災害時に飼っている動物の体調に異変があったとしても、その状況等によって全ての動物病院が協力できるとは限りません。必要に応じてかかりつけの獣医師に相談して頂くか災害時動物救護本部に連絡してください。

同行避難動物の管理等について

物資供給等の救援を的確に受けることのできるよう、同行避難した動物の登録を行い、状況把握に努めます。受付の流れは本書のとおりです。

飼い主は、責任をもって同行避難した動物の飼育及び動物飼育場所の運営を行います。また、避難所に避難してきた方々へ、飼育ルールを周知する等、動物飼育場所への協力と理解を得られるようにしましょう。

≪同行避難動物の登録≫

1 動物ごとに飼養登録を行う。

(登録申込書記載事項) ※別紙 1,2 参照

- ・飼い主の住所,氏名,携帯電話番号,避難所内での避難位置
- ・同行避難動物の動物種、品種、動物の名前、性別(不妊、去勢手術実施の別も)、毛色、特徴
- ※飼い主不明の動物については、最終的には保護班が収容することとなります。飼い主が現れるか、 保護班に収容されるまでの間は、一時的に動物飼育場所で預かることとなります。その場合には動 物飼育場所へ連れてきた方に登録申込書を書いてもらいます。
- 2 登録書をもとに、避難動物数の集計等を行うための「収容動物登録簿」を作成し、一定期間ごとに 更新し、現況の把握に努める。※別紙3参照

≪避難所内での飼育≫

- 1 「飼育のルール」を避難所内に掲示し、周知徹底を図る。
 - ※避難所に掲示する「飼育のルール」の一例は別紙4のとおりです
- 2 動物に関するトラブルが生じたときは、飼い主らが責任をもって解決に努めることとするが、必要に応じて動物救護本部の支援を要請する。
- 3 動物飼育場所は一目で分かるようにし、関係者以外の立入りを制限します。

(有ると良いもの)

- カラーコーン (重し付)
- セーフティーバー又は立ち入り禁止テープ
- のぼり「動物飼育場所」

等

≪飼育場所の維持管理≫

1 飼育場所では、動物種ごとにグループ分けをした方が良い。

犬嫌いの猫、猫嫌いの犬などが不必要に興奮しないように気をつけます。動物種によっては、時期により暖房が必須となりますので注意が必要です。

2 飼育場所及びその周辺の環境維持のため、飼い主同士でローテンションを組む等の方法により清掃、散歩、補修及び点検等必要な作業を定期的に実施する。

(清掃)

- ケージに敷く敷材の交換
- ケージの洗浄
- ごみの収集,廃棄

※ケージ等の消毒剤が必要な場合は、動物救援本部にその旨を申し出てください。

(散歩)

犬は必ず実施しましょう

(補修)

- テント等飼育場所の設備
- ケージ
- 看板
- のぼり

(点検その他)

- 設備全般の点検
- ローテーション及び作業内容の確認
- 3 収容動物数に応じ、飼育場所の確保に努めること。

収容された動物の種類や数により、資機材が不足する場合は、運営組織を通じて動物救護本部に問い 合わせください。

≪獣医療健康管理(予定)≫

1 動物の治療、健康についての相談は、獣医療班又は近隣動物病院において対応することとしているので、獣医療班の巡回日程及び対応可能な近隣動物病院の必要な情報について動物救護本部等から収集し、飼い主並びに関係者に周知する。

※動物救護本部から、保護班等を通じて情報提供があります。

受付手順書

I 同行避難してきた飼い主に対し、**飼育動物登録申込書(2 枚)及び掲示用**

管理票(1枚)を渡します。このときに飼育場所のルールができていれば、そ

れを飼い主に渡し、遵守するように説明します。(動物が複数の時にはそれぞれ

にお書きください。)

Ⅱ 渡した 3 枚すべてに記入してもらいます。記載内容に食い違い等がないこ

とを確認します。このとき飼い主が別の避難所等に行く際には必ず携帯電話の

番号等を確認し、必要なときに連絡が取れるようにします。

Ⅲ 飼育動物登録申込書の1枚は連絡調整責任者がまとめておき、もう1枚は

飼い主が所有します。掲示用管理票は動物を収容するケージなどにつけ、他者

に動物の情報を知らせます。

Ⅳ 不明な点や困ったことがあったら、動物救護本部へ連絡し指示を仰いでく

ださい。

動物救護本部

電 話:0296-72-1200

FAX: 0296-72-2271

14

飼い主が不明な動物の一時保護について

飼い主が不明な動物については、保護班が収容することとなりますが、飼い主が現れるか、 保護班に保護されるまでの間は、一時的に動物飼育場所で預かることとなります。

≪保護したとき≫

- 1 収容動物登録簿に、保護された時の状況、動物の特徴等を記録する。
- 2 使用していない資材を活用し、動物飼育場所に収容する。
- 3 負傷又は病気をしていると思われる場合には、避難所運営組織(以下「運営組織」とします) を通じて動物救護本部に協力を要請する。

≪保護中の世話≫

1 同行避難動物と同様に、「飼育のルール」に基づいて、行き先が決まるまでの間、他の動物と同様に世話をする。

≪その他≫

- 1 保護した動物の情報は、「収容動物登録簿」に記録し、関係者と情報を共有すること。また、エサやケージ等の不足については、運営組織を通じて動物救護本部に協力を要請すること。
- 2 保護した動物については、避難者の協力を得て少しでも多くの情報を入手し、飼い主探しに 努めること。
- 3 災害により失踪した動物の捜索依頼があった場合は、運営組織を通じて依頼内容を動物救護本部及び関係者に伝えてください。

飼育動物登録申込書

平成 年 月 日に、私と同行避難した動物について、動物飼育場所における登録を申し込みます。

1 飼い主の情報

項目	内 容
避難前の住所	
氏 名	
携帯電話番号	
避難所での避難位置	

2 同行避難動物の情報

項目	内 容
動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ()
品 種	雑種 ・ その他 ()
動物の名前	年齢
毛 色	
登 録 情 報 等	登録番号(犬のみ)(狂犬病予防注射済票番号(犬のみ)(H 年度,) マイクロチップ番号()
性 別	オス・メス
(不妊・去勢手術歴)	(不妊・去勢手術実施済み ・ 未実施)
感染症予防ワクチン	無 有 (種類:8種混合,9種混合,)
持病の有無	
特徵	

3 誓約事項

- 私は、私の同行避難動物について全ての責任を持ちます。
- 私は、他人が連れてきた動物や飼い主不明の動物についても、共同で世話をします。
- 私は、動物飼育場所におけるルール等を遵守いたします。
- 私は、動物に関するトラブルが発生しないよう、適正飼養に努めます。
- 私は、避難所運営組織の指示に従います。

护	弘	#
	ボハ	
	711,71	

登録番号:

上記の動物については、誓約事項を守り適正に管理いたします。

平成 年 月 日 飼い主氏名

※この用紙は、登録申込時に2枚提出願います。(連絡調整責任者、飼い主が1枚ずつ保有)

掲示	用管理票	登録番号	
動物の名前		性別 (避妊・去勢手術の 有無)	
動物種		品種	
持病の有無		特別食の有無	
平時の飼養状態	室内飼い , 室外飼い 給 餌 (朝 , 昼 , 散 歩 (朝 , 夕 , 嗜 好 (食べないも	夕 , 間食(不定期 , その他	())
備 _・ 考 ・ 注意事項 (咬み癖など)			

:

収容動物登録簿

登録	食	飼い主の情報		動物の情報	3 5EC	,82E U	
No.	氏名	住所	動物種	動物の名前	性別	入所日	退所日
	備考						
	備考						
	備考		T	1		T	
	備考		T	1		T	
	備考		T	1		T	
	備考		T		-	T	
	備考		T			T	
	備考						
	備考		T	1	-		
	備考		_				
例	茨城 太郎	笠间市日沢 47	犬 雑種	ポチ	去勢	11/10	
נילו	備考	右前肢切り傷					

(例) 飼育のルール

飼い主の皆様へ

- ○この非常事態では、あなたも動物もストレスを感じています。
- ○避難所は決して快適ではありませんし、見ず知らずの方との共同生活を送らなければなりません。
- ○当然のことながら、あなたも、動物も、不安を感じています。
- ○しかしながら、いつも以上に動物と接することができないかもしれません。
- ○この避難所において、お互いが気持ちよく過ごすように、次のことを守ってください。
- 1 動物には、所有者を明示する迷子札(飼い主の氏名や連絡先を記入したもの。)を装着し、 決められた場所でケージ等に入れてください。ただし、動物が犬の場合には必ず、鑑札と 狂犬病予防注射済票を装着してください。ケージ等がない場合は、避難所運営組織から動 物救護本部に連絡を入れていただくよう依頼してください。また、治療中の病気や怪我が ある動物については、その旨を注意書きしておいてください。
- 2 動物は、避難所運営組織の許可が無い限り、避難施設内(人が避難している場所)に持ち込むことはやめてください。動物が嫌いな人、動物アレルギーを持つ方のことも考えましょう。
- 3 動物の飼養管理及び動物飼育場所の管理・保守点検等は、飼い主の方々で行ってください。また、廃棄物については、所定の位置に捨ててください。
 - ・定時の給餌、給水及び後片付け
 - ・動物の体を清潔に保つ
 - ・ケージや動物飼育場所周辺の清掃
 - ・散歩(排尿,排便は決められた場所で行うこと)
- 4 避難所には、所有者の知れない動物が収容される場合があります。この動物たちの世話についてもお願いいたします。
- 5 動物が体調を崩した場合は、定期的に巡回診察をしている獣医師にご相談ください。
- 6 動物に関係するトラブルについては、飼い主同士で責任をもって対処してください。
- 7 その他、避難所運営組織もしくは連絡調整責任者の指示に従ってください。

月____日

- 〇〇市町村△△避難所
- → 市町村災害対策本部

動物飼育場所物品·資材要求書

物品名	数量		緊急性	
		高	中	低
		高	中	低
		高	中	低
		高	中	低
		高	中	低
		高	中	低
		高	中	低
備考				

月_____日

- 〇〇市町村△△避難所
- → 市町村災害対策本部

飼い主不明動物 状況報告書

動物種	性別	毛色等	付属物	備考
その他連絡事項				

月 日 動物救護本部 行 → 県災害対策本部 ↓↑ 市町村災害対策本部

搜索動物連絡書

動物種	性別	毛色等	付属物	いなくなったときの状況など
その他連絡	事項			

〇〇避難所 連絡調整責任者名